

弁護士が教える **使用者側労務対応**

問題社員対応

～配置転換／退職勧奨の実務～

このような方は是非ご参加ください

- 1 権利濫用と言われない配置転換のポイントを知りたい
- 2 『勧奨』と『強要』の境界線を自信を持って顧問先に説明したい
- 3 退職勧奨に同席を求められたが、どこまで踏み込むべきか迷う
- 4 上乗せ退職金の相場や提示のタイミングの正解を知りたい

本セミナーの参加特典

社労士の先生ご本人からの
60分無料法律相談

貴所のクライアント様の
60分無料法律相談

就業規則
ワンポイントアドバイス

※いずれもセミナー開催から2ヶ月以内の実施

日時

2026.7.23 (木)
15:00～16:30

場所 ウィンクあいち
(愛知県産業労働センター) 1305号室

受講料 2,000円(税込)

講師プロフィール



講師：古山 雅則

弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所
副所長 兼 名古屋支店長

【経歴】

- ・岐阜県出身
- ・弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所
副所長兼名古屋支店長
- ・公益財団法人古山奨学財団 理事長



企業の人事労務トラブルを解決するために、 社労士の先生方と弁護士の連携が必要な時代です

顧問先企業様から「あの問題社員、もう限界だ。なんとかしてほしい」と相談を受けたとき、先生方の頭をよぎる懸念は決して「不当解雇と言われないか」という1点だけではないはずです。「また客観的な指導記録が残っていないのではないか」「安易に配置転換を命じて、権利濫用と訴えられないか」「社長が感情的になって、すでに余計な一言を言ってしまっているのではないか」「ここで法的な正論を言ってストップをかけると、『うちの社労士は会社を守ってくれない』と社長の不満を買うのではないか」といった、法律論と感情論の板挟みに神経をすり減らされていることと思います。

「配置転換」や「退職勧奨」は、解雇に比べればハードルが低いと思われがちですが、実務上の「さじ加減」ひとつで結果が大きく変わります。良かれと思って提案した配転が「追い出し部屋」と批判されたり、合意退職で着地したはずが後日「退職代行やユニオンから通知が届いた」という、本来避けられたはずの紛争に発展するケースも後を絶ちません。顧問として助言を行う立場としては、「どのタイミングで、どの手段を繰り出すべきか」の判断に慎重にならざるを得ないのが実情ではないでしょうか。

本勉強会では、使用者側のリアルな紛争現場を数多く扱ってきた弁護士が「準備不足のリカバリー方法」「感情的な経営者への対応事例」「社労士の先生方が責任トラブルに巻き込まれるタイミング」など社労士の先生方が「実務で一番悩むポイント」に焦点を当て、問題社員対応の考え方を整理いたします。顧問先からの突発的な相談に対して「このステップを踏めば大丈夫です」「ここから先は危険です」と、根拠を持って明確な助言ができるようになること、無用なトラブルの火種を消し、顧問先からの信頼をさらに強固にさせていただくことを目的とした勉強会です。

当事務所の勉強会の特徴



弁護士が使用者側の観点での労務トラブル解説を行います。



土業を取り巻く労務関連の諸問題を俯瞰的に解説します！



事務所で実際に扱った事例を踏まえて解説します！



クローズな勉強会形式で、案件や実務の相談も可能です！

参加費用

2,000円(税込)

場所

ウインクあいち（愛知県産業労働センター）1305号室
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

お申込はこちらから

お申し込みはこちら

参加をご希望の方は、右記載のQRコードもしくはURLからお申込みください。

URL：<https://forms.gle/pxdDERrBvMTz8dYE7>

※下記の枠内をご記入のうえ、FAXでのお申込みも可能です。

〆切：7月15日（水）



FAX送信先：052-684-8312

貴事務所名		代表者名	
電話番号		参加人数	
住所	〒		
mail			

※お申込み受付後、ご記入いただいたメールアドレス宛にご案内をお送りいたします。